

精神障害者に対する障害間格差一覧表

名古屋市の障害者福祉施策の中で精神障害者を対象から除外している施策は以下の通りです。以下の内容に基づいて名古屋市と懇談しました。(前号ニュース N016 号)

※ () 内は平成 19 年度版の「障害者福祉のしおり」に記載されている頁数です

1. 名古屋市の裁量権で解決できる格差事項

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| ① 歯科医療センター (P23) | ② 福祉電話・福祉ファックスの貸与 (P26) |
| ③ 自立支援配食サービス (P30) | ④ 重度障害者福祉タクシー利用券 (P32) |
| ⑤ タクシー料金の割引 (P32) | ⑥ 名古屋市障害者スポーツ大会 (P43) |
| ⑦ 障害者住宅改造補助金の支給 (P48) | ⑧ 高齢者・障害者住宅整備資金の貸付斡旋 (P48) |
| ⑨ 重度障害(児)者給付金(市) (P60) | ⑩ 図書、カセットテープ、CD の郵送貸し出し (P92) |

2. 県及び国への働きかけを要する格差事項

- | | |
|---|----------------------|
| ① 市外在住者の市バス運賃の割引(県及び県下のバス事業者) (P31) | |
| ② 市外在住者の地下鉄運賃の割引(国: JR 等の鉄道運賃、航空運賃、有料道路通行料含む) (P31) | |
| ③ 特別障害者手当(国、県、市) (P59) | ④ 在宅重度障害者手当(県) (P60) |

3. 愛知県下市町村と名古屋市との地域間格差

- | |
|---|
| ① 自立支援医療(精神通院)の給付(県下 61 市町村で無助成は名古屋市など 6 市町村のみ) |
| ② 障害者医療費助成制度の対象者(自立支援医療証や手帳 3 級所持者まで対象としている市町村あり) |
| ③ 障害者扶助料の給付(県下 61 市町村で不支給は名古屋市のみ) |

※名古屋市健康福祉局発行の冊子「障害者福祉のしおり」は各区役所の福祉課または保健所で無料配布しています。毎年 6 月頃に新年度版が発行されますので皆さんも是非もらいに行ってください。

第1回役員会(5/27)で役割分担決定

◆ 渉外関係は小山 ◆ 組織関係は木全 ◆ 事業関係は①障害者団体連絡協議会：常多 ②障害者と市民のつどい幹事会(実行委員会)：広重、阿部 ③「晴れときどき虹」実行委員：常多、小山 ◆ 広報関係は検討中です。

◆ 名古屋市の各審議会、協議会委員

精神保健福祉審議会委員：小山
障害者施策推進協議会委員及び専門部会委員：常多
福祉有償運送運営協議会委員：小山
障害者スポーツセンター運営審議会委員：木全
福祉のまちづくり推進委員会委員及び推進協議会委員：武馬
障害程度区分認定等審査会委員：木全、浅田、立松



**NHK受信料減免措置が平成20年10月から実施されます
(対象は重度、みんなネット5月号参照)**